

授業科目名	民事訴訟法Ⅲ	期別	後期	授業形態	講義
担当者名	雨宮 啓	単位数	2	開講年次	2

授業科目の概要

本科目は、民事訴訟法Ⅰ、同Ⅱに続き、民事訴訟手続における複雑な訴訟形態や各種不服申立手続を考察する。これらは応用的分野である。民事訴訟法Ⅰ、同Ⅱでは、単数の請求かつ原告被告各1名という訴訟物も当事者もシンプルな訴訟を中心として、第1審における手続の初めから終了までを概観した。本科目では、訴訟物が複数の事件や、多数当事者ないし利害関係人関与の訴訟手続のほか、判決に対する不服申立手続を中心に考察する。

到達目標

民事訴訟手続のうち、複雑訴訟や不服申立手続に関する様々な問題について理解し、実際の手続も十分に想定することができる。基礎理論の十分な理解を前提に、訴訟手続についてその対象、関係人について複雑な形態の訴訟手続の持つ問題点を分析し、解決することができる。問題が複雑な様相を呈しても、実務家として常に民事訴訟の基本的な考え方に立ち返って、自らの思考能力によってこれらを十分に理解し対処しうる。

成績評価基準および方法

(基準) 複雑訴訟や不服申立手続に対する基礎理論の理解度の測定を中心としつつ、複雑訴訟分野については、種々の問題についての理解や実際の手続での活用力、複雑な問題における基本的な考え方からの思考の展開能力などの測定も加味する。
(方法) 定期試験(80%)および平常点(20%)で評価する。平常点は、レポート・授業での発言等による。

テキストおよび参考文献

(開講時に、より最新版があれば、未購入の場合、そちらの利用を推奨)
【必携】民事訴訟法Ⅰ、同Ⅱ教材と同(「実務家のための民事訴訟法エッセンシャル」(教材①)、高橋・高田・畑編『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』(有斐閣)2015年、本体2,800円 ISBN978-4-641-11527-9(教材②)、山本和彦編著安西・杉山・畑・山田著『Law Practice 民事訴訟法〔第3版〕』(商事法務)2018年、本体3,200円 ISBN978-4-7857-2587-7(教材③))
【任意】各自愛用の民事訴訟法の基本書等(選択に迷う方には希望により相談に応ずる。)

履修上の留意点、準備学習等(事前・事後学習)

(留意点) 民事訴訟法Ⅰ、同Ⅱの範囲の知識・理解を有することを前提とした講義進行予定であるので、毎回、これらの科目の関連箇所を確認して授業に臨んで頂きたい。
(準備学習)
事前:【必携】教材①を熟読し、対応する範囲の教材②を通読し、疑問点を抽出。課題等があればレポート等を作成し提出。(以上、2～3時間程度)
事後:教材①②を利用し授業内容を想起。授業で事前の疑問点が解消されたか確認。不明点は調査。教材③の範囲対応問題を解き、他の見解や論点等にも触れる。また、必要等に応じ【任意】の基本書等も参照する。(以上、1～2時間程度)

授業計画および内容等

第1回	全体構造の確認	民事訴訟法ⅠおよびⅡも含め、民事訴訟法の全体構造を確認し、その中における民事訴訟法Ⅲの位置付けを把握する。
第2回	複雑訴訟	- 複雑訴訟の諸形態 - 客観的併合 - 訴えの変更 - 中間確認の訴え - 反訴
第3回	多数当事者訴訟(1) — 通常共同訴訟	- 多数当事者関与の紛争と手続 - 共同訴訟 - 通常共同訴訟 - 共同訴訟人独立の原則 - 同時審判請求 - 証拠共通 - 主観的予備的併合
第4回	多数当事者訴訟(2) — 必要的共同訴訟	- 必要的共同訴訟 - 固有必要的共同訴訟 - 共同所有と共同訴訟 - 類似必要的共同訴訟

【課題出題予定】

第5回	補助参加	・訴訟参加 ・共同訴訟参加 ・補助参加の制度と補助参加人の地位 ・補助参加の利益 ・参加効力
第6回	訴訟告知	・共同訴訟的補助参加 ・訴訟告知制度 ・訴訟告知の要件 ・訴訟告知の効力
第7回	独立当事者参加と訴訟脱退	・独立当事者参加制度の趣旨 ・独立当事者参加の要件 ・審理 ・一部の者の上訴 ・訴訟脱退
第8回	任意的当事者変更と訴訟承継(1)	・任意的当事者変更 ・訴訟承継 ・一般承継 ・当事者の死亡と訴訟手続
第9回	訴訟承継(2)	・特定承継…意義と様々な制度 ・訴訟承継主義の意義と問題 ・参加承継 ・引受承継 ・承継後の手続 【課題出題予定】
第10回	裁判に対する不服申立て—上訴制度	・裁判に対する不服申立て一般 ・上訴制度の構造と基礎（わが国上訴制度の構造的な特色） ・上訴申立てとその効力（確定遮断・移審の効果） ・上訴不可分の原則 ・上訴の利益
第11回	控訴	・控訴制度 ・控訴審の審判範囲 ・控訴の提起と附帯控訴 ・控訴審の審判 ・不利益変更禁止
第12回	上告・抗告	・わが国上告制度の特色 ・上告理由 ・上告受理の申立 ・上告審の審判手続 ・抗告と特別抗告
第13回	再審手続	・再審訴訟の意義と手続の特色 ・再審事由 ・既判力と再審手続 ・再審手続の代替手段（判決詐取を理由とする損害賠償請求、上訴の追完）
第14回	略式手続	・略式手続の意義 ・略式訴訟手続…手形訴訟、少額訴訟 ・督促手続 ・簡易裁判所における特則 【課題出題予定】
第15回	人事訴訟	・人事訴訟の類型 ・人事訴訟の手続原則 ・婚姻関係訴訟 ・実親子関係訴訟
関連 URL		
備考欄		
課題では、【必携】教材に収録されていない重要判例を中心に採り上げる予定である。		